【讀賣省認可】　（本號六面）　明治二十四年五月廿六日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千三十一號
明治廿四年五月廿六日
舊暦辛卯四月十九日　火曜日
（西暦一千八百九十一年）（壬子）
日出午前四時三十一分　日入午後六時四十五分
月出午後九時三十二分　月入午前六時七分
滿潮午後七時四十七分

時事新報の石版附錄
板垣伯の肖像

義に讀者投票の結果に因り時事新報の石版附錄と爲す可き板垣伯の肖像は本月中旬寫し取りたる伯の寫眞を本とし之を美麗なる石版畫となし來る六月八日の時事新報に添へて讀者に配布す

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せス其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字壹四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

時事新報

老て益々壯なり

老て益々壯なりとは獨逸の國老ビスマーク翁の事なる可し翁は本年正に七十六歳、東洋流の考へを以てすれば既に老耆の域に達したるものなれども其精神氣力は未だ衰へずして尚ほ政海に雄飛するの志あるが如し抑も翁は少壯先の老帝を輔けて普漏西の一王國より起り墺地利を制し佛蘭西を敗りて獨逸帝國一統の業を定め三朝に歷事して國の元老と稱せられ隱然歐洲列國の覇權を掌握してビスマークの姓名全世界を震蕩せしめたるは實にナポレオン以來の一人にして政治家の能事了れりと云ふ可し然れども盛名の下は久しく居る可らず近年來その政略に反對するもの漸く多きに加へて尚ほ其上に今帝との間柄も兎角妙ならずして昨年の春を以て遂に其職を退くに及べり當時事の成行を想像するものは說を爲して翁は老年と云ひ且は從來の功業既に加ふ可らざるものあるが故に今後は閑散に處して老餘の生涯を安樂に送るおらんとて一般の推測も大抵は其邊の經定おりしに其後の消息に據れば翁は中々閑散に安せずして新聞記者などに對しては時々過激の語を吐き現政府の攻擊に憚からずして尚ほ爲すあるの勇氣を示すものゝ如し或は是れも翁が無聊に苦しむの餘り無實化の放言自から慢を遣るものおらんとの評もおきに非ざりしが凡俗の想像は豪傑の心事を穿つ能はず其功名心は老て益々盛に前號にも記したるが如く今回は愈々ヘノーヴルの擧に應じて國會議員と爲り大に運動するの決心なりと云ふ思ふに翁が老餘の擧動は如何なる運命を呈出す可きや豫め知る可らず從前の勢力を全く回復して再び元のビスマーク朝を見るは或は難かる可しと雖も老後の思出として其運動の必ず目覺しきものある可きは我輩の今より期する所なり就て思ふに東洋の政治家が割合に老衰の期早きにも拘らず常に小功名に安んじて大有爲の志おく少しく困難の事風に當れば之に堪へずして動もすれば自から退くの覺悟を爲し敢て之に當らんとするの勇氣に乏しきは之を西洋諸國の老政治家に比して顏色なしと云はざるを得ず例へば我維新功臣の人々にしても其功名は日本國中に於てゝ人も淡み自からも得意なるが如しと雖も國家永遠の大計上より云へば未だ以て事業を全ふしたるものに非ざるのみか外國との關係の如きは依然たる舊時の儘にして未だ獨立の實をも得ざるものと云はざるを得ず左れば今の政治家の事業は寧ろ今日以後に在るものにして今後よく其難局に當りて內外の始末を全ふするに非ざれば維新功臣の名は兎も角も之を國家の功臣とは稱す可らざるものあるが如し然るに其人々を見れば年齡未だ老したるにも非ざるに兎角難局を嫌ふ樣子にて或は既に政治に倦みたるの觀おきに非ず此程の內閣更迭は外より知る可らずと雖も山縣首相の進退と云ひ又その候補者たる可き伊藤西鄕兩伯の擧動と云ひ若しも世間に傳ふる所の風說に據りて見れば何れも難局を避くるものゝ如くにして之を文明流政治家の本色と云ふ可らず若しも其人々にして全く功名の念を絕ち今後永く政海を退くの決心おらんには其迄の事なれども實際然らざるに於ては我輩は少しく譏外國政治家の事例に鑑みて尚ほ一層の奮發を希望するのなり抑も東洋人と西洋人と比較して其氣力精神は兎も角も身體上に於て東洋人の早く老衰するは疑ふ可らざる事實にして是れの五六十歳は彼れの七八十歳にも均しきものなれば此點も亦今の政治家の考ふ可き所にしてビスマーク翁が八十近くの高齡を以て政治に奔走するは驚く可きが如しと雖も維新功臣の政治家流も今は大抵五十歳以上にして前の比較を以てすれば今後十年內外にしてビスマークと同年に達するものと云はざるを得ず而して翁の年齡にして翁の精神氣力は事實に於て之を一般の東洋人に望む可らざるものとすれば今の政治家が其技倆を逞ふして活潑に運動す可きは正に此三五年の間にして假りに我輩をして其地位に在らしめば鞠躬奔走す時も休息するみとなかる可し其人々の爲めに誠に歯痒く思ふ所にして偶ま近事に就て序おがら一言するものあり

官報

○大藏省令第十一號
金庫ニ於テ現金領收證ノ年度誤謬アルコトヲ發見シタルトキ訂正付書記載ノ年度ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ歲入ノ豫定官ヨリ收入官吏ヨリ經テ又現金拂込書納付書記載ノ年度誤謬ノ場合ニ於テハ收入官吏ヨリ訂正方ヲ金庫ニ請求スヘシ
第二條　金庫ニ於テ前條ノ請求ヲ得タルトキハ帳簿ヲ訂正シ直チニ其旨ヲ收入官吏ニ報告シ收入官吏ハ金庫ノ報告ニ依リ金庫ニ於テ訂正セシ月ニ於テ帳簿ヲ訂正スヘシ
前項ニ依リ訂正ナスハ翌年度八月三十一日迄ニ請求書ノ金庫ニ到達シタルモノニ限ル
第三條　金庫ニ領置レタル納額告知書現金拂込書又ハ納付書ニハ金庫ニ於テ又歲入ノ徵收ヲ監督スル所ノ官吏又ハ收入官吏ニ於テ訂正ノ事由ヲ附記シ置クヘシ
大藏大臣伯爵松方正義

○內務省訓令第八號
明治十四年當省乙第三十三號達中共有ノ二字ヲ社寺有ト改メ末條ニ左ノ一項ヲ增補ス
總代人ハ滿三年每ニ改撰市町村役場若ハ戶長役場ヘ屆出シムヘシ尤モ期限中ト雖トモ犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改撰セシムヘシ
但臨時改撰ノ外ハ前總代人再三當選スルモ妨ケナシ
明治廿四年五月廿五日　內務大臣伯爵西鄕從道

內務省訓令第八號參照
內務省乙第三十三號達（明治十四年七月二十一日）
各管內社寺總代人之儀氏子檀家ナキモノハ信徒ノ相議ノ上相撰ミ戶長役場（屆出サセ今後該社寺ノ願屆等ハ深ク連署ヲ以可爲辨出且社寺收入財產ハ（田畑山林ノ所得ハ勿論賽物所得雜費同尚料等一切ノ受納物ヲ云フ）其共有ニ屬スヘキモノト其神官住職ニ付スルモノト預約每社寺諸官相定平素混淆セサル樣取調方可爲致此旨相達候事
但神官宮國幣社ハ非此限

○東京府告示第四十九號
露國皇太子殿下御入京相成ヘキ筈ニ付府民ニ於テ歡迎ノ意ヲ表セン爲夫々準備シタル處殿下ニハ不慮ノ御遭難ニ依リ直ニ御歸國ノ途ニ就カセラレ候然ルニ右準備ノ次第聖上御聽ニ達シ陛下ニ於テモ御滿悅ニ思食サレ候段宮內大臣ヨリ達セラレ候條此旨厚ク相心得ヘシ
明治廿四年五月廿五日　東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

雜報

○兩艦の出發後

君士但丁堡に於て
時事新報特派員　野田正太郎

比叡金剛土京を去て後の評判は略ぼ先便にも報せし如く申分おき次第あるが其後市中を通行して見るにカラタの寫眞屋は皆々店頭に田中比叡艦長の大寫眞を始め乘組員一同の寫影を掲げて賣出すを見掛け其外只師の爲めに日本人の寫眞を並べ置く商店も多し何所より持て來りけん日本の日傘提灯など最と粗製の品々を街道にひろげてジヤポニースゝと叫び盛氣を附けて商ひ居るもありハサンイフェンデーとて日本支那印度の產物のみを商ひ當地に類の無き雜貨店あり日本軍艦渡來後是迄に無き賣高ありとて喜び居るよし右の次第にて兎角日本品の評判宜しき所より近日四五の商人日本へ向け商品仕入の爲め出立するとか、したりとか聞けり日本軍艦の渡來は君士但丁堡の都上に匂ひ床しき日本風を漂して長く絕ヘざるを見る可し

兩艦出立後間もなく我々が讚送し來りしエルトグロールの士官六名は孰れも一等を昇進したる上に銘々勳章をさへ授與せられたり此頃始めて聞きたるが右の士官の內法敦師アリ　イフェンデーは此前にも二度軍艦の難に遭ひて二度ながら助かり今度にて丁度三度目に相成り航海はモーよりゝゝしたり御免蒙ると云ひ居るよし、三度おがら水を潛りて死せずとは何んだか魚の樣なる人ありと或人の噂話に思はず失笑したり

當國海軍省內エルトグロール救濟委員の下に在る同號の義捐金は此程漸く締め切りしが時事新報特派員が持參せし日本人民の義捐金をも合せて一萬磅餘に上り近々配分着手の都合おる由委細は追て報ず可し

時事新報特派員野田氏は土耳其皇帝の特旨を受け向後モハメット教を日本に布かんが爲め兩艦に別れて土耳其に止り目下研究中なり、とは伯林の新聞が吹聽したる所おある由君士但丁堡に於るヴヰアイの新聞通信員二名は本人に比び其眞僞を疑ふ少なき世界に類少なし

○紡績事業
近頃より非常に盛況を顯はしたる紡績事業は曾て社は陸續出來し各地に新に紡績工場を設けんとの計畫ありしが當時は偶ま當局者の注意する所は孰れも掛口極めて困難なりとて其困難おるを以て或は中止するものも當局者の少きを歎じ之が救濟の方法如何せんと日に至て實業の將來は如何ぞや思ふ內に紡績の回復を得たるものあり今日の結果を以て諸外國に於て千八百餘箇所の紡績工場を設け各地に張する者あり其七十八年は百餘箇所の紡績工場ありしなら今日の結果如く思惟す可し其人々の爲めに誠に歯痒く思ふ所にして偶ま近事に就て序おがら一言するものあり

○官報
大藏省令第十一號
金庫ニ於テ現金領收證ノ年度誤謬アルコトヲ發見シタルトキ訂正付書記載ノ年度ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ歲入ノ豫定官ヨリ收入官吏ヨリ經テ又現金拂込書納付書記載ノ年度誤謬ノ場合ニ於テハ收入官吏ヨリ訂正方ヲ金庫ニ請求スヘシ
第二條　金庫ニ於テ前條ノ請求ヲ得タルトキハ帳簿ヲ訂正シ直チニ其旨ヲ收入官吏ニ報告シ收入官吏ハ金庫ノ報告ニ依リ金庫ニ於テ訂正セシ月ニ於テ帳簿ヲ訂正スヘシ
前項ニ依リ訂正ナスハ翌年度八月三十一日迄ニ請求書ノ金庫ニ到達シタルモノニ限ル
大藏大臣伯爵松方正義

○內務省訓令第八號
明治十四年當省乙第三十三號達中共有ノ二字ヲ社寺有ト改メ末條ニ左ノ一項ヲ增補ス
總代人ハ滿三年每ニ改撰市町村役場若ハ戶長役場ヘ屆出シムヘシ尤モ期限中ト雖トモ犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改撰セシムヘシ
但臨時改撰ノ外ハ前總代人再三當選スルモ妨ケナシ
明治廿四年五月廿五日　內務大臣伯爵西鄕從道

內務省訓令第八號參照
內務省乙第三十三號達（明治十四年七月二十一日）
各管內社寺總代人之儀氏子檀家ナキモノハ信徒ノ相議ノ上相撰ミ戶長役場（屆出サセ今後該社寺ノ願屆等ハ深ク連署ヲ以可爲辨出且社寺收入財產ハ（田畑山林ノ所得ハ勿論賽物所得雜費同尚料等一切ノ受納物ヲ云フ）其共有ニ屬スヘキモノト其神官住職ニ付スルモノト預約每社寺諸官相定平素混淆セサル樣取調方可爲致此旨相達候事
但神官宮國幣社ハ非此限

○東京府告示第四十九號
露國皇太子殿下御入京相成ヘキ筈ニ付府民ニ於テ歡迎ノ意ヲ表セン爲夫々準備シタル處殿下ニハ不慮ノ御遭難ニ依リ直ニ御歸國ノ途ニ就カセラレ候然ルニ右準備ノ次第聖上御聽ニ達シ陛下ニ於テモ御滿悅ニ思食サレ候段宮內大臣ヨリ達セラレ候條此旨厚ク相心得ヘシ
明治廿四年五月廿五日　東京府知事侯爵蜂須賀茂韶